

特定健診・一般健診

健康保険課(保健センター) TEL: 998-1149

※医療制度の改正により、今年度から健診の対象が変わりますのでご確認ください。
また、昨年まで国保年金課で実施していた「人間ドックの補助」はなくなります。

健診の種類	対象者 (加入している医療保険・年齢によって異なります)	受診券
特定健診	・40歳以上75歳未満の八重瀬町国民健康保険の加入者	受診券あり
後期高齢者健診	・75歳以上の後期高齢者医療制度の加入者	受診券あり
一般健診	・40歳未満の住民 (職場等で受診する機会がない方) ・被保護 (生活保護) 世帯に属する方	受診券なし

※40歳～74歳で国保以外の保険 (健康保険組合・共済組合・政府管掌健康保険など) に加入している方はそれぞれの保険者 (又は職場、事業所) へお問合せ下さい。

◆ 健診について

- ①保険者 (国保) から対象の方へ特定健診の「受診券」が交付されます。
- ②受診できる会場 (集団健診・医療機関) や日程を確認して下さい。
- ③健診当日は「受診券と健康保険手帳」を両方提示して受診します。

◆ 健診日程 < 受付時間 : 午前8:30～午前11:00まで > ※5月～9月実施

	日 程	対象行政区	健診会場	もれ者健診
1	8日 (木)	世名城・高良	世名城公民館	①8/10
2	9日 (金)	志多伯	志多伯公民館	①8/10
3	24日 (土)	富盛	富盛公民館	①8/10
4	26日 (月)	宜次	宜次公民館	①8/10



胃・大腸・肺がん検診

<ハガキ等個別のお知らせはありません>

- ◆対象：職場等で受診する機会のない住民
※特定健診 (集団健診) の日程で行います
- ◆検査項目・自己負担額

検査項目	検査方法	自己負担
胃がん検診	バリウム検査	800円
大腸がん検診	便潜血二日法	300円
肺がん・結核検診	胸部レントゲン	100円
喀痰検診	痰の検査	500円

※70歳以上、町民税非課税世帯、生活保護世帯に属する方は自己負担が免除されます。

婦人がん検診

<対象者へハガキを送付します (5月末頃)>

- ◆対象：前年度の婦人検診を受診していない子宮がん検診 (20歳以上)・乳がん検診 (40歳以上)
- ◆検査項目・対象年齢

検査項目	検査内容	対象年齢
子宮がん検診	頸部細胞診	20歳以上
乳がん検診	視触診+マンモグラフィ	40歳以上

- ◆集団検診 (6月～7月：計5回実施予定)
- ◆個別検診 (6月～11月末)
※日程・申込方法・自己負担額・指定医療機関など詳しくはハガキをご確認ください。

月桃の粉末を食材、化粧品、虫除けをみんなでつくろう!

身近にある自然がいかに宝物であるか気がつかないものです。人参の葉、ドラゴンフルーツの茎、サトウキビの葉、桑の葉、よもぎ、月桃、食べたミカンの皮、ハイビスカスの葉など挙げたらきりがなく、地域の植物を使い、食材、化粧品、虫除けなどの日常生活用品を作り、使用する。

今回は月桃を使い食材、化粧品などを作ります。大勢の方の参をお待ちしております。

日時：5月17日 (土) 2時～

場所：具志頭農村改善センター

対象・参加人数：八重瀬町在住の婦人・30名

問い合わせ：ナチュラル・ライフの会代表 国吉秀子
098-998-5537

平成20年度 赤十字運動月間実施中

いま、救わなければ。 赤十字の活動と資金にご協力ください。

- ・赤十字は人道、博愛を基本理念として1863年スイスのジュネーブで誕生し、以来広く世界各地で戦争や災害等に苦しむ難民や被災者に対し、中立、公平な立場で人道的救護活動を行っております。
- ・沖縄県においても、集中豪雨等自然災害への支援を行っています。
- ・八重瀬町においては、赤十字からの交付金で、AEDを8基購入し、小中学校と役場に設置しています。

※5月は、赤十字運動月間です。各世帯、各職場のご協力をお願いします。

固定資産税 Q & A

Q「地価の下落により土地の評価が下がっているのに、土地の固定資産税が上がるのはなぜですか？」

A平成5年度までは、全国における土地の固定資産評価に統一性がなく、平成6年度の評価替え（税制改正）により、地価公示価格の7割程度を設定するという土地評価の統一性が図られました。

それまで低く評価されていた土地の評価額が、平成6年度から大幅に上昇することになりました。しかし、上がった評価額をもとに課税すると大幅な増税となり、納税者皆様の大きな負担となるため、税額の基礎となる課税標準額（課税標準額×税率1.4%が税額）が緩やかに上昇していく調整措置がとられるようになりました。

本町にもおいても課税標準額が評価額をまだまだ下回るため、地価が下落しても税額は毎年増えることとなります。本町は課税標準額が固定資産評価の約5割程度であるため、今後もこの傾向が続きます。

Q「私は、平成17年9月に住宅を新築しましたが、平成20年度分から税額が急に高くなっています。なぜでしょうか？」

A新築の住宅に対しては、3年間に限り、税額が2分の1に減額されます。床面積が50㎡以上120㎡までは全面積が減額対象ですが、120㎡を超える家屋は120㎡分に相当する部分が減額対象です。

3階建以上の中高層耐火住宅等については、一定の要件にあたる場合は5年間に限り、税額が2分の1に減額されます。

あなたの場合は、3年間の減額適用期間が終了したことにより、本来の税額になったためです。

●家屋の滅失について

税務課では、滅失家屋を把握するため、年間を通して現場調査を行っています。まれに滅失に気がつかない場合があります。滅失した家屋（全部又は一部）が課税されていないか納税通知書（家屋明細書）でご確認下さい。なお家屋の全部または一部を取り壊した場合は、税務課までご一報頂ければ幸いです。

■お気軽にお問い合わせ下さい。

税務課固定資産税係 TEL 998-9593

障害児福祉手当・特別障害者手当制度について

この制度は身体又は精神に著しい重度の障害があり日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方に県が手当を支給する制度です。

※手当を請求する方、又は同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上ある場合支給が制限されます。

支給対象者	障害児福祉手当 月額 14,380円 (平成20年3月現在)	20歳未満の在宅の重度障害児で、福祉保健所長の認定を受けた方。なお、以下の場合は対象となりません。 (1) 施設に入所（通所を除く）している場合。 (2) 政令で定める公的年金を受給している場合。
	特別障害者手当 月額 26,440円 (平成20年3月現在)	20歳以上の在宅の重度障害者で福祉保健所長の認定を受けた方。なお、以下の場合は対象となりません。 (1) 施設に入所（通所を除く）している場合。 (2) 病院又は診療所に3ヶ月以上入院している場合。

お問い合わせ先 八重瀬町役場 社会福祉課 障がい福祉係 TEL 998-9598 沖縄県南部福祉保健所 総務福祉班 TEL 889-6364

寄付

ご芳志ありがとうございます

紙上ではありますが、心より御礼申し上げます。

八重瀬町社会福祉協議会へ

八重瀬町字具志頭250番地の吉元武雄様より（故妻）ハル様の香典返しとして金5万円のご寄付がありました。

八重瀬町字東風平350番地の新垣良榮様より（故母）ヨシ様の香典返しとして金5万円のご寄付がありました。

南風原町字宮平631番地の（有）大宮工機様より一般寄付として金5万円のご寄付がありました。

八重瀬町字仲座97番地の喜屋武キヨ様より（故夫）幸清様の香典返しとして金5万円のご寄付がありました。

八重瀬町老人クラブ連合会へ

八重瀬町字東風平350番地の新垣良榮様より（故母）ヨシ様の香典返しとして金5万円のご寄付がありました。

米軍基地での勤務を希望される方へ

駐留軍等労働者の事前募集の受付は5月7日(水)から開始します！

窓口開設期間が変わり、毎月受付します
(毎月上旬の5日間) 5月は5/7(水)～5/20(火)

応募は24時間いつでも受付可能なインターネットがおすすめです！
HPアドレス：http://www.lmo.go.jp

..... 受付窓口・お問い合わせ先



独立行政法人
駐留軍等労働者労務管理機構

那覇支部 管理課：浦添市字城間1985-1オリオン会館2F TEL 098-879-1024
沖縄分室：沖縄市中央2-28-1コリンザ3F
コザ支部 管理課：沖縄市久保田3-5-10(プラザハウス裏) TEL 098-932-1091

車

検

1日3台限定

軽 35,000円より

代車無料

見積り無料



共栄整備センター

☎(098)992-6322

地域の助け合いを目的に皮むきを委託

小城にある東風平西部地区農業活動拠点施設では毎週3回、小城の区民の女性7、8名が集まり野菜の皮むき作業をしています。昨年の8月から地域の助け合いを目的に有限会社みどり食品が野菜の皮むき業務を委託したことからはじまった活動で、現在では一週間に約1トンほど、にんじんやタマネギなどの野菜の皮むきをこなします。



みどり食品の與座永裕代表取締役から神谷榮助小城区長に計量器の贈呈がありました。

活動している人々からは、「この仕事をして生活にはりができて毎日がたのしい」との声もあります。

また、毎週1回は、野の花作業所の生徒と協同で作業を行うことを通して地域の人と交流も大切にしています。2月27日には、同施設でみどり食品の與座永裕代表取締役から神谷榮助小城区長に計量器の贈呈がありました。

與座さんは、「皮むき業務を委託させることで会社としても助かるし、地域にとっても雇用の活性化になります。これからもお互い助け合いの関係を築いていきたいです」と話しました。また、神谷区長は、「地域活性化を図るためにもこの施設をどのように活用させていくかが大事。今後も人が集まれるような仕組みづくり(ソフト面)について充実させていきたい」と話しました。

第3回 公民館まつり

～趣味を生かし心のやすらぎを求めるサ～クル活動～

「趣味を生かし、心の安らぎを求めるサークル活動」をテーマに第3回公民館まつりが3月1日(土)・2日(日)の2日間、東風平改善センターで行われました。

公民館まつりでは、通常公民館で活動するサークル団体が年に1度活動の成果を発表する場として旧東風



平町の時から毎年開催されています。2日には、20団体から三線や琴、琉舞、ハワイアンフラなどの演舞・演出があり、多彩な催しに会場から大きな拍手が送られました。また、両日にわたって1階の展示コーナーには健康食品、盆栽や墨絵などが展示され、訪れた人たちは作品の鑑賞を通してサークル活動に対する理解を深めました。



児童扶養手当受給者のみなさんへ (受給から5年経過の方) 一部支給停止にならない為の手続きをしましょう

手当の一部支給停止を適用しない事由

- ①受給者が就労していること又は就職活動等の自立を図るための活動をしている。
- ②受給者が障害の状態又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあり就業することが困難である。
- ③監護する児童又は親族が障害の状態である又は疾病、負傷若しくは要介護状態にある為それらの者の介護を行う必要があり就業等が困難である。

※ 一部支給停止を適用しない事由(上記①②③のいずれかがあり、その届出があれば適用が除外されます。

該当者には事前に「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」同封の上通知いたします。通知が届きましたら、適用除外事由と、その事実を明らかにできる書類を添えて速やかに届けて下さい。

◎ 必要書類を提出していただければ、手当の一部支給停止はありません。不明な点などがある場合は、お早めにご連絡下さい。

＝ お問合せ・提出先 ＝

八重瀬町役場児童家庭課 (本庁: 具志頭庁舎)
児童扶養手当係 TEL 998-7163